

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月14日

【四半期会計期間】 第67期第2四半期（自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日）

【会社名】 株式会社ヨンドシーホールディングス

【英訳名】 YONDOSHI HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 秀 典

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎二丁目19番10号

【電話番号】 (03)5719 - 3429

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員財務担当 西 村 政 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区上大崎二丁目19番10号

【電話番号】 (03)5719 - 3429

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員財務担当 西 村 政 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第66期 第2四半期 連結累計期間	第67期 第2四半期 連結累計期間	第66期
会計期間		自 平成27年3月1日 至 平成27年8月31日	自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日	自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日
売上高	(千円)	24,048,617	22,935,702	52,883,639
経常利益	(千円)	2,381,680	3,273,336	6,854,987
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益	(千円)	1,381,774	2,081,327	4,277,182
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	1,589,203	2,052,364	3,313,260
純資産額	(千円)	44,029,082	45,978,625	45,237,823
総資産額	(千円)	58,669,931	59,628,467	60,576,308
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	51.98	80.55	163.22
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	51.86	80.47	162.92
自己資本比率	(%)	75.0	77.0	74.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	408,117	738,708	5,319,822
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	739,940	1,404,367	545,390
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	2,775,310	1,519,863	3,739,409
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	847,122	2,782,608	4,985,844

回次		第66期 第2四半期 連結会計期間	第67期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成27年6月1日 至 平成27年8月31日	自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	6.37	33.44

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

4 1株当たり情報の算定上の基礎となる1株当たり四半期(当期)純利益の算定に用いられた期中平均株式数は、4 ホールディングスグループ従業員持株会専用信託口(以下「従持信託」といいます。)が所有する当社株式を控除しております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については以下の通りであります。

第1四半期連結会計期間において、株式会社三鈴は、当社の保有する全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、急激な円高の進行や長引く個人消費の低迷に加え、企業収益にも陰りが見られるなか、英国のEU離脱問題や中国経済をはじめとする新興国の景気減速懸念等もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

さらに、流通業界におきましても、節約志向の継続やインバウンド需要の減速等により消費が落ち込み、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、第4次中期経営計画2年目となる2016年度におきまして、「100年企業」、「100年ブランド」の実現に向けて「人材の育成」、「商品力の強化」、「マーケット動向の把握」に取り組んでおります。そして、信頼性の高い企業グループの構築に向けCSR経営を実践し、内部統制機能の強化、株主への利益還元、利益成長に繋がる中長期的投資等を実行することによって企業価値の向上に取り組んでおります。

その結果、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高229億35百万円（前年同期比4.6%減）、営業利益27億4百万円（前年同期比22.7%増）、経常利益32億73百万円（前年同期比37.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益20億81百万円（前年同期比50.6%増）となりました。

なお、第2四半期連結累計期間としては、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益ともに過去最高を更新いたしました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### (ジュエリー事業)

ジュエリー事業を展開するエフ・ディ・シー・プロダクツグループにおきましては、主力の「4」（ヨンドシー）ジュエリーが、既存店の改装にあわせたゾーン、アイテムの拡充等により堅調に推移いたしました。また、「canal 4」（カナルヨンドシー）や「Luria 4」（ルリアヨンドシー）を中心とした積極的な出店拡大や、ブランドミックスのシナジーを活かした複合店・隣接店の展開に引き続き取り組みました。加えて、前年同期比2ケタ成長を続けるEC事業の好調な推移も業績を牽引いたしました。

その結果、売上高は145億41百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益は24億32百万円（前年同期比7.1%増）となり、売上高は5期連続、営業利益では7期連続で過去最高を更新いたしました。

#### (アパレル事業)

アパレル事業におきましては、アスティグループは、商品提案力と海外生産拠点を活かした主力得意先との取り組み強化が奏功いたしました。(株)アーजूでは、主力のデイリーファッション事業「パレット」の出店拡大を進めるとともに商品構成力の強化による利益改善に取り組み、好調に推移いたしました。なお、(株)三鈴は株式譲渡に伴い当連結会計年度より当社の連結子会社から除外しております。

その結果、売上高は83億93百万円（前年同期比20.0%減）、営業利益は3億4百万円（前年同期は営業損失32百万円）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における財政状態につきましては、資産は主に、投資有価証券が17億45百万円増加したものの、有価証券が20億40百万円減少したこと等により、前連結会計年度末と比較して9億47百万円減少し、596億28百万円となりました。負債は主に、未払法人税等が6億23百万円減少したこと等により、前連結会計年度末と比較して16億88百万円減少し、136億49百万円となりました。純資産は前連結会計年度末と比較して7億40百万円増加し459億78百万円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して22億3百万円減少し、27億82百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、7億38百万円(前年同期は4億8百万円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益26億67百万円を計上したものの、法人税等の支払額15億28百万円等により相殺されたものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、14億4百万円(前年同期は7億39百万円の使用)となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出20億9百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、15億19百万円(前年同期は27億75百万円の使用)となりました。これは主に、自己株式の取得による支出8億66百万円等によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### 株式会社の支配に関する基本方針

#### 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主の在り方に関し、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、当社株主の皆様ごに対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、買付けの条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の実現可能性等)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当なもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会等の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式(以下「支配株式」といいます)の取得を目指す者及びそのグループ(以下「買収者等」といいます)による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は当社株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

## 基本方針の実現のための具体的な取り組みの概要

当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）は、昭和25年創業以来脈々と受け継がれている「人間尊重」と「社会貢献」の基本理念のもと、変革を恐れず、挑戦し続ける企業文化を大切にしています。

そして、下記の経営理念及びコーポレートメッセージに基づく企業活動の実践により、ジュエリーやアパレルを中心としたファッションビジネスを通じてお客様の生活文化の向上に貢献することで、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を実現しております。当社及び当社グループの経営理念は、以下の4点をその基軸としております。

私達は、お客様に信頼される企業を目指します。

私達は、社員に夢を与える企業を目指します。

私達は、社会に貢献できる企業を目指します。

私達は、株主に期待される企業を目指します。

また、当社及び当社グループは、コーポレートメッセージとして、「当グループは、4ブランドを中心としたグローバルファッション創造企業として、お客様の一步先のニーズに応える、お客様の生活文化を向上させる企業であり続けます。」との理念を掲げています。

上記の基本理念のもと、当社及び当社グループは、安定した事業基盤、健全な財務体質、そして高い管理能力を誇っています。

事業面においては、ジュエリー事業にて展開している「4」ジュエリーの高いブランド力が強みです。また、工場生産から店頭小売までの機能を有するSPA事業は、顧客満足を実現できる優れた事業モデルとなっております。その他にもアパレルOEM、小売等の複数の事業モデルが存在し、幅広い市場に対応することができます。さらに、持株会社という組織形態は、経営資源の「選択と集中」の進展に有効に機能しています。

中核事業であるブランドビジネスにおいては、取扱商品群はもとよりデザイン、品質、接客力、店舗空間、広告宣伝等、ブランドを構成する全ての要素の統一感を保つことによって、ブランドの毀損を起こさないよう、お客様の信頼を裏切らない経営と、取引先との厚い信頼関係を企業価値の源泉の中核としております。また、小売事業においてもストアブランドの確立を目指し、マーケットの動向を把握しながら精度の高いマーチャンダイジング能力、パイニング能力、店舗開発及び店舗運営能力の向上を目指してまいります。加えて、アパレルメーカー機能においても、海外生産背景を基盤に品質・コスト競争力を伴った企画提案力を特徴としております。

また、財務面においては、高い収益性を誇るジュエリー事業を中心に安定的な利益成長を実現しております。加えて、ROEを重要な経営指標の一つと捉え、資本効率の改善に取り組んでおります。自己資本比率につきましても、高い水準で維持しており、財務の健全性を保っております。

さらに、組織面においては、当社は、内部統制機能の強化を重要な課題と捉え、真摯に取り組んでおります。また、当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入し、取締役会が意思決定・監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担っております。これらに加えて、監査等委員会設置会社制度を採用し、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、内部統制を強化しつつ、中長期的な企業価値向上を図っております。さらには、持株会社である(株)ヨンドシーホールディングスの取締役または執行役員が、基本的に、各事業子会社の責任者を務めることにより、視野の広い意思決定を可能とし、かつ、経営者間のコミュニケーション密度を高め、グループ全体で、情報や課題を共有することで、グループ経営マネジメント力の強さと安定感を堅持しています。

そして、当社及び当社グループは、平成27年度より、「100年企業」、「100年ブランド」の実現に向け、第4次中期経営計画をスタートさせ、取り組むべきコア事業の内容を「事業ビジョン」、それを実現させるための仕組みを「組織ビジョン」、数値目標は「数値ビジョン」として掲げ、成長軌道への転換をより強力に推進しております。

もっとも、これらの当社及び当社グループの企業価値の源泉は、短期に完成できるものではなく、創業以来長年にわたり培ってまいりました有形無形の財産と、お取引様及びお客様との強い信頼関係や絆が、ビジネスを支え、また、信頼されるコーポレートブランドの確立への布石であることは論を俟ちません。

このように、当社及び当社グループは、その企業価値の源泉を維持し、経営を更に進化させ、企業価値をより一層高めることによって、全てのステークホルダーから信頼される特色ある企業グループを目指してまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続にしたがって定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めたる者等をいい、以下「例外事由該当者」と総称します）によって経営方針の決定が支配されることに對し相応な措置を講じるため、平成28年5月19日開催の当社第66回定時株主総会の承認に基づき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）について、本プランを継続導入することの承認を得ております。

本プランでは、大規模買付行為（当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等がこれに該当します）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に於けるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって例外事由該当者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとしています。また、本プランにおいては、独立委員会による勧告を経た上で、例外事由該当者に対する対抗措置として新株予約権の無償割当て等を行うことがあることが定められております。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年10月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,331,356	29,331,356	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株 であります。
計	29,331,356	29,331,356	-	-

## (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第9回新株予約権

決議年月日	平成28年6月8日
新株予約権の数(個)	270(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,362(注)2
新株予約権の行使期間	平成30年7月15日～平成33年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,362 資本組入額 1,181
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得条項  
当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 第10回新株予約権

決議年月日	平成28年 6 月 8 日
新株予約権の数(個)	247(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,700(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,362(注) 2
新株予約権の行使期間	平成30年 7 月15日 ~ 平成33年 7 月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,362 資本組入額 1,181
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役の地位を喪失した場合はこの限りではない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、欄外（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年8月31日	-	29,331,356	-	2,486,520	-	14,838,777

## (6) 【大株主の状況】

平成28年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	3,025	10.31
(株)広島銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行(株))	広島市中区紙屋町一丁目3番8号(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,324	4.52
第一生命保険(株)(常任代理人資産管理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,254	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,038	3.54
4 ホールディングスグループ共栄会	東京都品川区上大崎二丁目19番10号	799	2.73
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	781	2.66
(株)伊予銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行(株))	愛媛県松山市南堀端町1番地(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	739	2.52
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	684	2.33
(株)もみじ銀行(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行(株))	広島市中区胡町1番24号(東京都港区浜松町2丁目11番3号)	477	1.63
尾山 嗣雄	広島市	456	1.55
計	-	10,580	36.07

(注) 1 4 ホールディングスグループ共栄会は、当社の子会社と密接な取引関係にある取引先によって結成されている任意の団体であります。

2 上記のほか当社所有の自己株式2,972千株(10.13%)があります。

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成28年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,972,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,308,900	263,089	-
単元未満株式	普通株式 50,256	-	-
発行済株式総数	29,331,356	-	-
総株主の議決権	-	263,089	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)、ならびに信託型従業員持株インセンティブ・プラン制度の信託財産として、野村信託銀行(株)(従持信託)が所有している当社株式153,000株(議決権1,530個)が含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が58株及び当社保有の自己株式63株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成28年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株ヨンドシー ホールディングス	東京都品川区上大崎 二丁目19番10号	2,972,200	-	2,972,200	10.13
計	-	2,972,200	-	2,972,200	10.13

- (注) 上記のほか、信託型従業員持株インセンティブ・プラン制度の信託財産として、野村信託銀行(株)(従持信託)が所有している当社株式153,000株を、四半期連結財務諸表において自己株式として表示しております。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

#### 第4【経理の状況】

##### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

##### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成28年6月1日から平成28年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年3月1日から平成28年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,145,844	1,682,608
受取手形及び売掛金	3,671,116	3,549,019
有価証券	3,140,000	1,100,000
商品及び製品	7,612,167	8,198,424
仕掛品	746,972	806,621
原材料及び貯蔵品	702,663	802,032
その他	895,776	1,214,928
貸倒引当金	11,940	1,498
流動資産合計	18,902,600	17,352,137
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,028,177	5,839,264
土地	5,528,465	5,492,215
その他(純額)	1,102,278	1,041,654
有形固定資産合計	12,658,921	12,373,134
無形固定資産		
のれん	5,213,301	4,965,048
その他	374,273	271,398
無形固定資産合計	5,587,575	5,236,447
投資その他の資産		
投資有価証券	18,490,635	20,236,322
退職給付に係る資産	391,765	410,768
その他	4,659,029	4,128,865
貸倒引当金	114,219	109,208
投資その他の資産合計	23,427,211	24,666,747
固定資産合計	41,673,708	42,276,329
資産合計	60,576,308	59,628,467

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,289,341	4,766,794
未払法人税等	1,545,501	922,368
賞与引当金	528,148	281,699
役員賞与引当金	56,600	31,406
資産除去債務	13,391	-
その他	3,897,039	3,188,732
流動負債合計	10,330,022	9,191,001
固定負債		
長期借入金	478,810	427,880
役員退職慰労引当金	433,131	356,353
退職給付に係る負債	669,081	531,483
資産除去債務	1,040,972	960,926
その他	2,386,467	2,182,197
固定負債合計	5,008,462	4,458,841
負債合計	15,338,485	13,649,842
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,486,520	2,486,520
資本剰余金	18,146,513	18,146,162
利益剰余金	29,958,714	31,504,940
自己株式	5,768,298	6,569,285
株主資本合計	44,823,450	45,568,338
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	810,524	785,633
繰延ヘッジ損益	34,981	18,986
土地再評価差額金	158,063	168,478
為替換算調整勘定	81,167	36,984
退職給付に係る調整累計額	353,371	318,840
その他の包括利益累計額合計	345,275	316,312
新株予約権	69,097	93,974
純資産合計	45,237,823	45,978,625
負債純資産合計	60,576,308	59,628,467

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)
売上高	24,048,617	22,935,702
売上原価	10,414,905	9,613,164
売上総利益	13,633,711	13,322,537
販売費及び一般管理費	11,430,098	10,618,419
営業利益	2,203,613	2,704,118
営業外収益		
受取利息	9,486	9,008
受取配当金	48,728	50,492
持分法による投資利益	45,406	483,960
投資不動産賃貸料	44,880	36,570
為替差益	9,591	-
その他	53,937	22,436
営業外収益合計	212,030	602,467
営業外費用		
支払利息	268	123
投資不動産減価償却費	2,940	2,348
為替差損	-	22,544
投資不動産管理費用	1,023	1,023
自己株式取得費用	25,006	833
その他	4,724	6,376
営業外費用合計	33,962	33,249
経常利益	2,381,680	3,273,336
特別損失		
減損損失	134,948	38,686
関係会社株式売却損	-	493,781
店舗閉鎖損失	6,359	-
建物解体費用	24,372	-
投資有価証券評価損	-	73,467
特別損失合計	165,680	605,935
税金等調整前四半期純利益	2,216,000	2,667,400
法人税、住民税及び事業税	777,946	898,944
法人税等調整額	56,279	312,871
法人税等合計	834,225	586,072
四半期純利益	1,381,774	2,081,327
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,381,774	2,081,327

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)
四半期純利益	1,381,774	2,081,327
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	188,123	46,378
繰延ヘッジ損益	19,446	14,539
為替換算調整勘定	6,645	44,182
退職給付に係る調整額	10,005	32,009
土地再評価差額金	-	10,415
持分法適用会社に対する持分相当額	22,100	25,464
その他の包括利益合計	207,428	28,963
四半期包括利益	1,589,203	2,052,364
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,589,203	2,052,364
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,216,000	2,667,400
減価償却費	581,296	539,932
減損損失	134,948	38,686
のれん償却額	248,252	248,252
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,294	15,240
賞与引当金の増減額(は減少)	77,138	227,728
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3,729	48,586
その他の引当金の増減額(は減少)	9,134	66,462
受取利息及び受取配当金	58,215	59,501
支払利息	268	123
持分法による投資損益(は益)	45,406	483,960
為替差損益(は益)	2,245	26,444
関係会社株式売却損益(は益)	-	493,781
投資有価証券評価損益(は益)	-	73,467
売上債権の増減額(は増加)	201,126	99,603
たな卸資産の増減額(は増加)	449,259	1,178,045
仕入債務の増減額(は減少)	231,036	628,091
未払消費税等の増減額(は減少)	311,633	276,712
前受金の増減額(は減少)	3,072	139,522
未払金の増減額(は減少)	518,963	16,403
その他の資産の増減額(は増加)	72,630	108,911
その他の負債の増減額(は減少)	11,333	75,713
小計	1,687,553	2,148,305
利息及び配当金の受取額	119,157	119,331
利息の支払額	268	123
法人税等の支払額	1,398,324	1,528,803
営業活動によるキャッシュ・フロー	408,117	738,708

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	606,780	592,106
有形固定資産の売却による収入	190	81,134
無形固定資産の取得による支出	9,240	2,474
有価証券の償還による収入	-	300,000
投資有価証券の取得による支出	9,667	2,009,746
投資有価証券の償還による収入	-	500,000
長期貸付けによる支出	2,296	5,200
長期貸付金の回収による収入	5,245	31,989
長期前払費用の取得による支出	187,108	57,212
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	2,402,580
その他の支出	98,727	88,586
その他の収入	168,444	35,253
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>739,940</b>	<b>1,404,367</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	300,000	-
長期借入れによる収入	549,800	-
長期借入金の返済による支出	61,190	50,930
自己株式の取得による支出	3,151,408	866,205
自己株式の売却による収入	55,623	62,778
配当金の支払額	441,676	535,101
その他の支出	26,457	130,404
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,775,310</b>	<b>1,519,863</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,322	17,713
<b>現金及び現金同等物の増減額(は減少)</b>	<b>3,105,810</b>	<b>2,203,235</b>
現金及び現金同等物の期首残高	3,952,933	4,985,844
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>1,847,122</b>	<b>1,2,782,608</b>

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間において、株式会社三鈴は、当社の保有する全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物について、減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入し、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1)取引の概要

当社は、「4 ホールディングスグループ従業員持株会」(以下「本持株会」といいます)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、従持信託は今後5年間にわたり本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取得し、その後毎月一定日に本持株会へ売却を行うものであります。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証事項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2)信託が保有する自社の株式に関する事項

従持信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当第2四半期連結会計期間末における当該自己株式の帳簿価額は422,289千円、株式数は153,000株であります。

(3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当第2四半期連結会計期間末 427,880千円

## (四半期連結損益計算書関係)

## 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)
給与手当	2,925,566千円	2,544,730千円
賞与引当金繰入額	268,696	253,522
役員賞与引当金繰入額	32,506	31,406
退職給付費用	24,826	59,599
役員退職慰労引当金繰入額	25,248	27,351
貸倒引当金繰入額	770	14,942
借地借家料	3,547,487	3,163,171

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)
現金及び預金	847,122千円	1,682,608千円
有価証券勘定のうち現金同等物に該当する残高	-	1,100,000
現金及び現金同等物	847,122	2,782,608

## 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の売却により、株式会社三鈴が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

流動資産	682,373千円
固定資産	990,203
資産合計	1,672,576
流動負債	459,636
固定負債	333,149
負債合計	792,785

## (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成27年3月1日至平成27年8月31日)

## 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月21日 定時株主総会	普通株式	441,676	16.00	平成27年2月28日	平成27年5月22日	利益剰余金

(注) 従持信託が所有する当社株式については配当金の支払対象株式ではありますが、連結財務諸表において自己株式として表示していることから、平成27年5月21日定時株主総会決議の配当金の総額には、従持信託に対する配当金1,676千円を含めずに表示しております。

## 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年10月5日 取締役会	普通株式	534,935	20.00	平成27年8月31日	平成27年11月13日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,882千円が含まれております。

当第2四半期連結累計期間(自平成28年3月1日至平成28年8月31日)

## 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月19日 定時株主総会	普通株式	535,101	20.00	平成28年2月29日	平成28年5月20日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,468千円が含まれております。

## 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年10月11日 取締役会	普通株式	658,977	25.00	平成28年8月31日	平成28年11月11日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,825千円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成27年3月1日至平成27年8月31日)

## 1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	ジュエリー事業	アパレル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,555,619	10,492,997	24,048,617	-	24,048,617
セグメント間の内部 売上高又は振替高	25,023	445,946	470,969	470,969	-
計	13,580,643	10,938,943	24,519,586	470,969	24,048,617
セグメント利益 又は損失( )	2,270,500	32,145	2,238,354	34,741	2,203,613

(注)1 セグメント利益又は損失( )の調整額 34,741千円は、主に各報告セグメントに配賦されない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な減損損失はございません。

当第2四半期連結累計期間(自平成28年3月1日至平成28年8月31日)

## 1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	ジュエリー事業	アパレル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	14,541,726	8,393,975	22,935,702	-	22,935,702
セグメント間の内部 売上高又は振替高	15,673	460,853	476,526	476,526	-
計	14,557,400	8,854,828	23,412,229	476,526	22,935,702
セグメント利益	2,432,416	304,406	2,736,823	32,705	2,704,118

(注)1 セグメント利益の調整額 32,705千円は、主に各報告セグメントに配賦されない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な減損損失はございません。

## (1株当たり情報)

1 1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	51.98円	80.55円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	1,381,774	2,081,327
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	1,381,774	2,081,327
普通株式の期中平均株式数(株)	26,583,683	25,840,666
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	51.86円	80.47円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	58,560	25,338
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成27年7月6日発行の 新株予約権 第8回新株予約権 普通株式 102,000株	平成28年6月8日発行の 新株予約権 第9回新株予約権 普通株式 27,000株 第10回新株予約権 普通株式 24,700株

2 従持信託が保有する当社株式を1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第2四半期連結累計期間96,227株、当第2四半期連結累計期間163,306株)。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

第67期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）中間配当については、平成28年10月11日開催の取締役会において、平成28年8月31日の最終株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

配当金の総額	658,977千円
1株当たりの金額	25円
支払請求権の効力発効日及び支払開始日	平成28年11月11日

（注） 配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金3,825千円が含まれております。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年10月13日

株式会社ヨンドシーホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 井 正

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 谷 大 二 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヨンドシーホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年6月1日から平成28年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年3月1日から平成28年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヨンドシーホールディングス及び連結子会社の平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。